

空 航 第 70 号
空 機 第 69 号
平成 12 年 1 月 28 日

航空局技術部
運 航 課 長
航空機安全課長

事業計画変更の認可に係る型式変更について

「航空運送事業及び使用航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領」VI.1.に規定する使用航空機の型式の追加として事業計画変更の認可が必要な場合は、我が国の型式証明又は外国における型式証明に相当する証明（以下「型式証明等」という。）において同一の系列型（型式証明番号）とされているもの以外を追加する場合とする。ただし、型式証明等において同一の系列型とされている場合であっても、航空従事者の技能証明において異なる限定を求められる航空機を追加する場合等においては、事業計画の変更認可を必要とするものとする。なお、最大離陸重量が 5.7t 以下の飛行機又は 2.73t 以下の回転翼航空機の型式の追加であって、以下に掲げる航空機以外を追加しようとする場合にあっては、認可の審査の一部を省略できるものとする。

- 既に使用している航空機と異なる種類の航空機
- 既に使用している航空機の発動機と異なる出力機構の発動機を有する航空機